

大阪・泉南地域の石綿被害実態と 石綿公害問題の検証

2009年7月26日 高木基金成果発表会
澤田慎一郎

調査概要

- **調査地**

大阪府泉南市・阪南市

- **調査方法**

聞き取り調査を中心に、必要に応じて文献調査をした。

- **聞き取り調査人数と対象者**

24人（男性8・女性16）。元経営者、元労働者、非労働者、被害者家族・遺族（対象者には立場が重複する者あり）。

- **調査協力団体**

高木仁三郎基金、大阪じん肺アスベスト弁護団、泉南地域の石綿被害と市民の会



アスベスト(石綿)とは

- 天然の繊維状ケイ酸塩鉱物。鉱山で採掘。
- 6種類に分類できる。工業的に多く使用されたのはクリソタイル(白石綿)、クロシドライト(青石綿)、アモサイト(茶石綿)の3種類。
- 工業的に使用され始めたのは産業革命以降で、蒸気機関の断熱・保温材として利用された。現在に至るまで用途は3,000製品に及ぶ。
- 日本では1800年代末期から造船用にあすべすと紡織製品が使用され始めた。

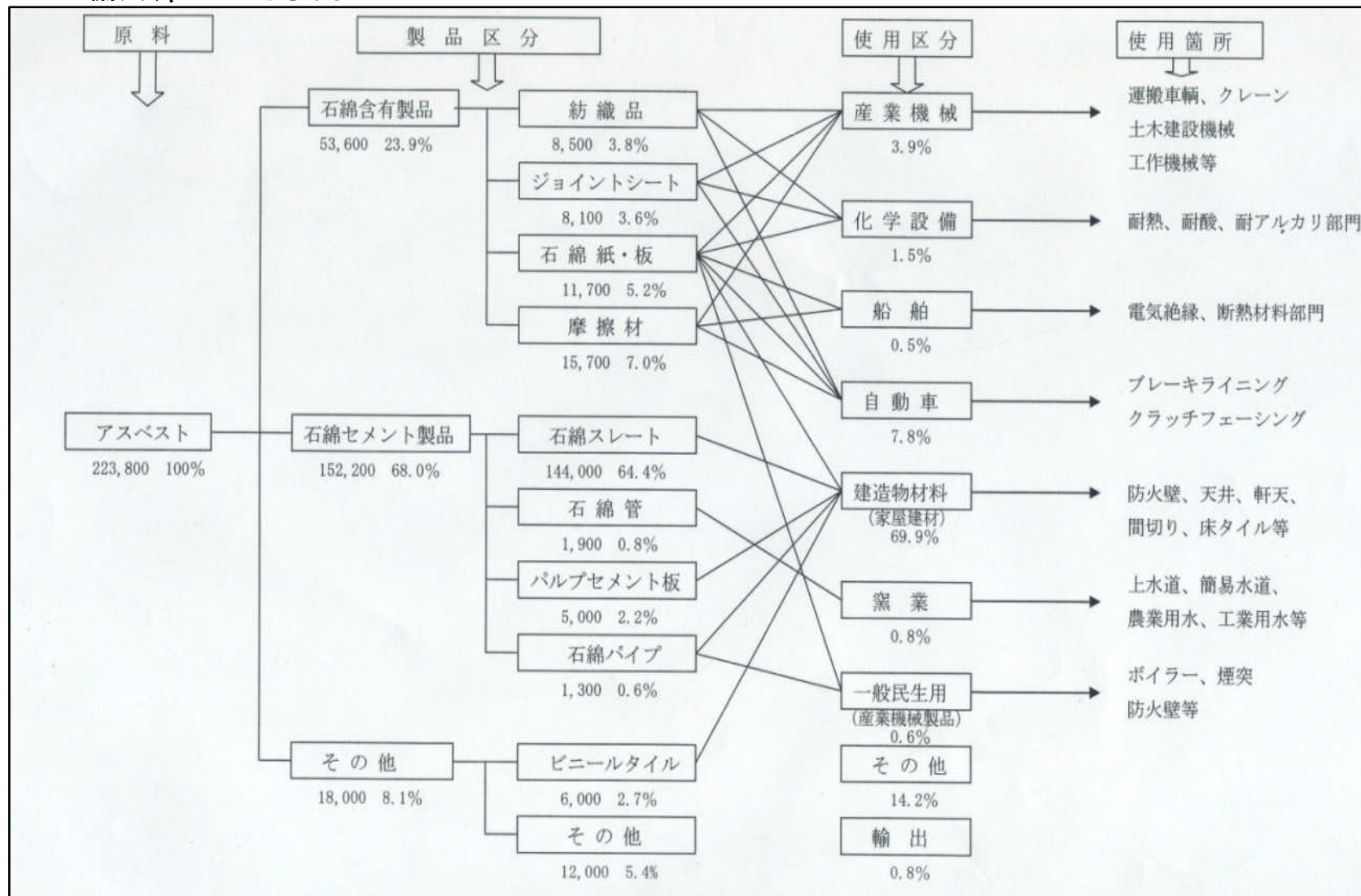
アスベスト鉱石

撮影：2008年3月26日、澤田 提供：阪南市在住M・Tさん



アスベストの用途(昭和57年)

中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター2004『石綿の労働衛生対策報告書』中央労働災害防止協会、p. 3から引用



アスベストと健康被害

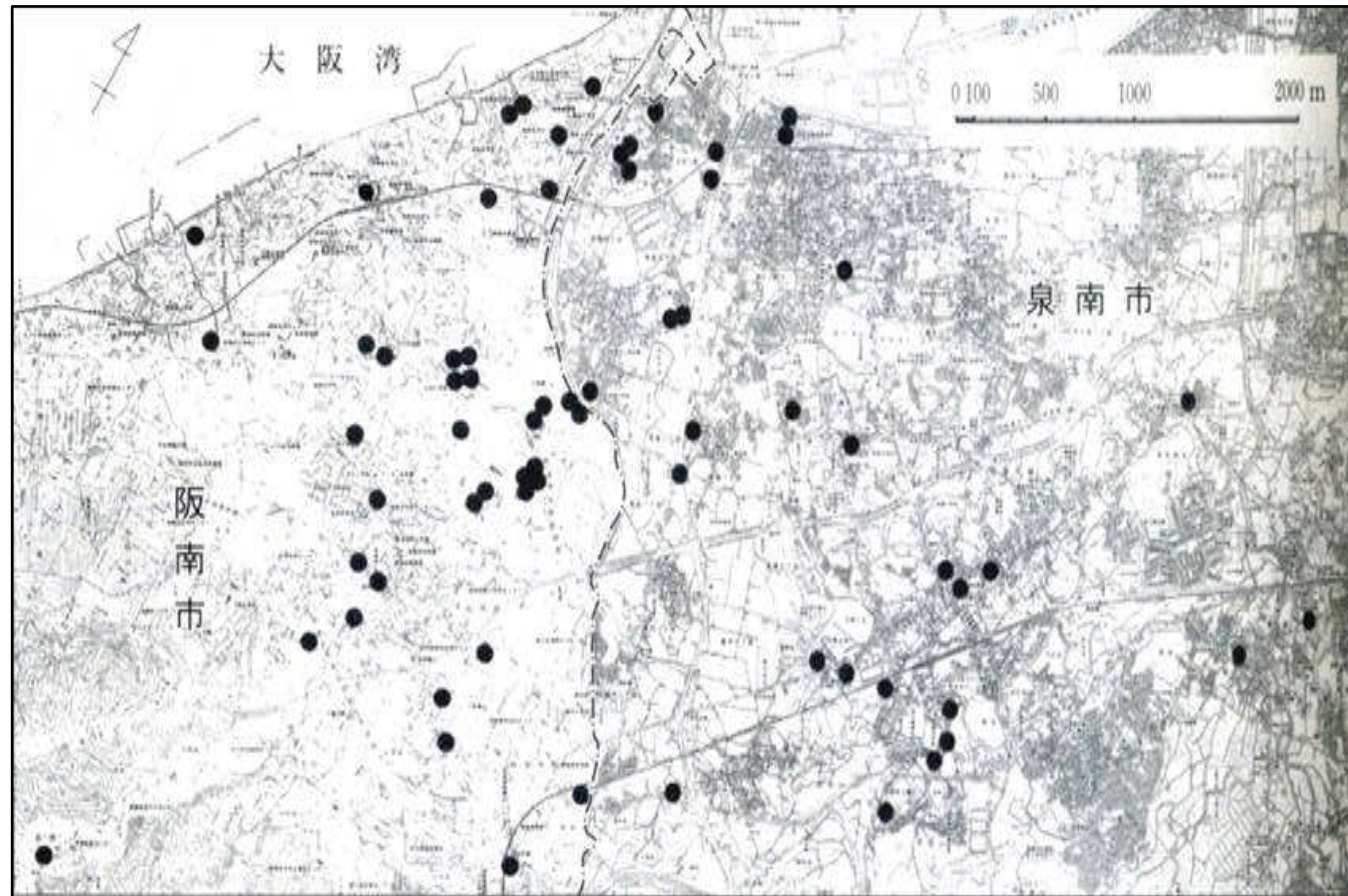
- アスベストは微細な繊維。吸入すると痰などとともに排出されるが、一部は肺に入り込んだり、血液やリンパとともに体中を移動する。
- 主な疾患は、悪性中皮腫、肺がん、石綿肺。最近では世界保健機関（WHO）に属するがん研究機関（IARC）が喉頭がん、卵巣がんも発症させると認定した（大島秀利2009年6月28日「石綿で喉頭・卵巣がん」『毎日新聞』）。
- 疾患の種類にもよるが、基本的に初回暴露から30～50年で症状が出てくる。

大阪・泉南地域とアスベスト

- 明治末期(1907)からアスベスト紡織工場が操業。
- 戦前・戦後に操業したアスベスト紡織工場は70以上。下請け、孫請けの作業場を含めると200以上の関連施設があった。
- 戦前は軍需関連製品。戦後は自動車・鉄道・造船などの断熱・保温材を中心に紡織製品が使用された。
- 2005年までに泉南地域のすべてのアスベスト関連工場がアスベスト使用を停止し、一部はそのまま廃業した。しかし多くの工場は1980～90年代に廃業している。

泉南地域のアスベスト紡織工場プロット図

(泉南地域の石綿被害と市民の会調べ)



旧石綿紡織工場A

撮影日

2008年2月14日、11月22日

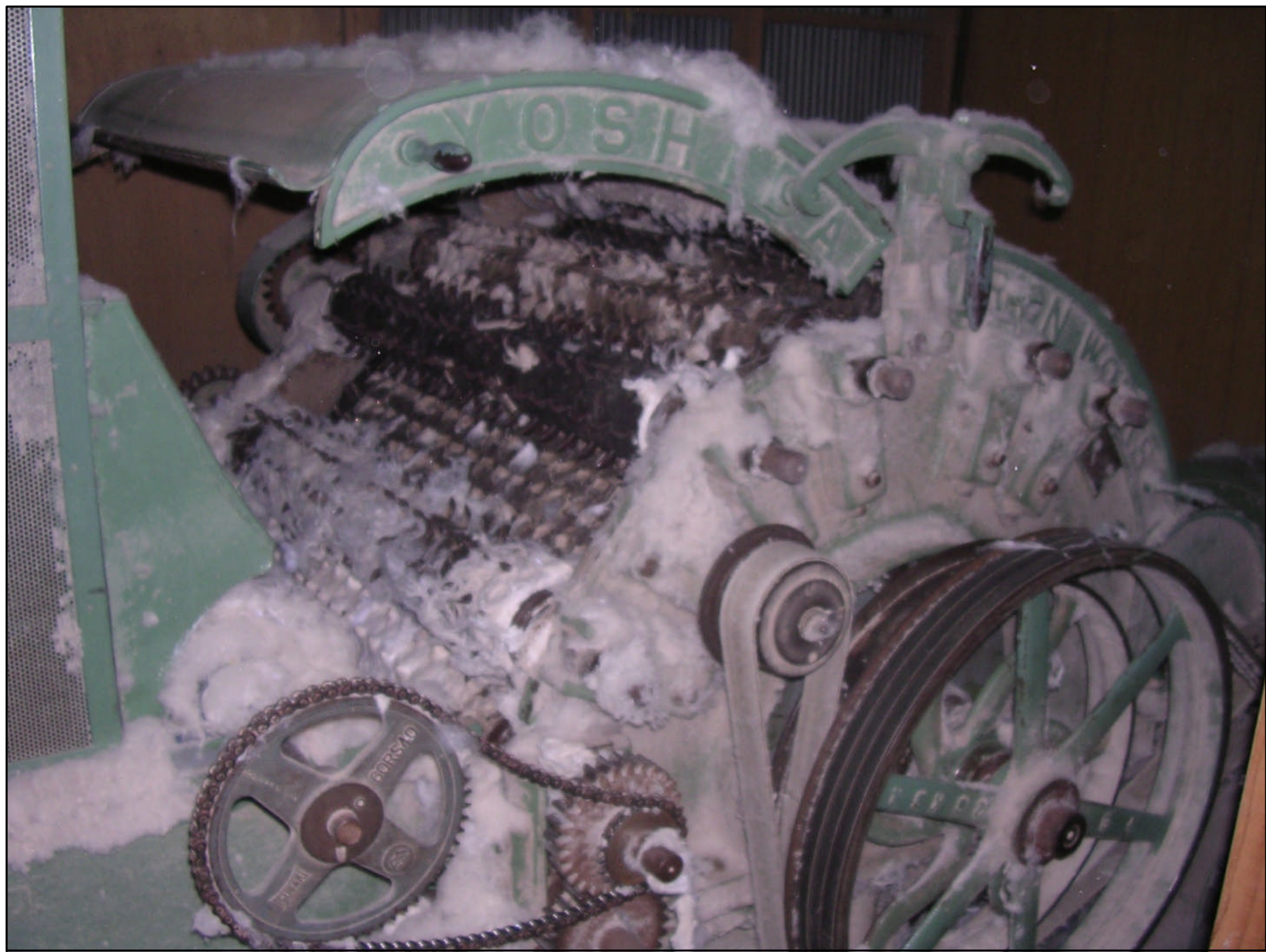
撮影者

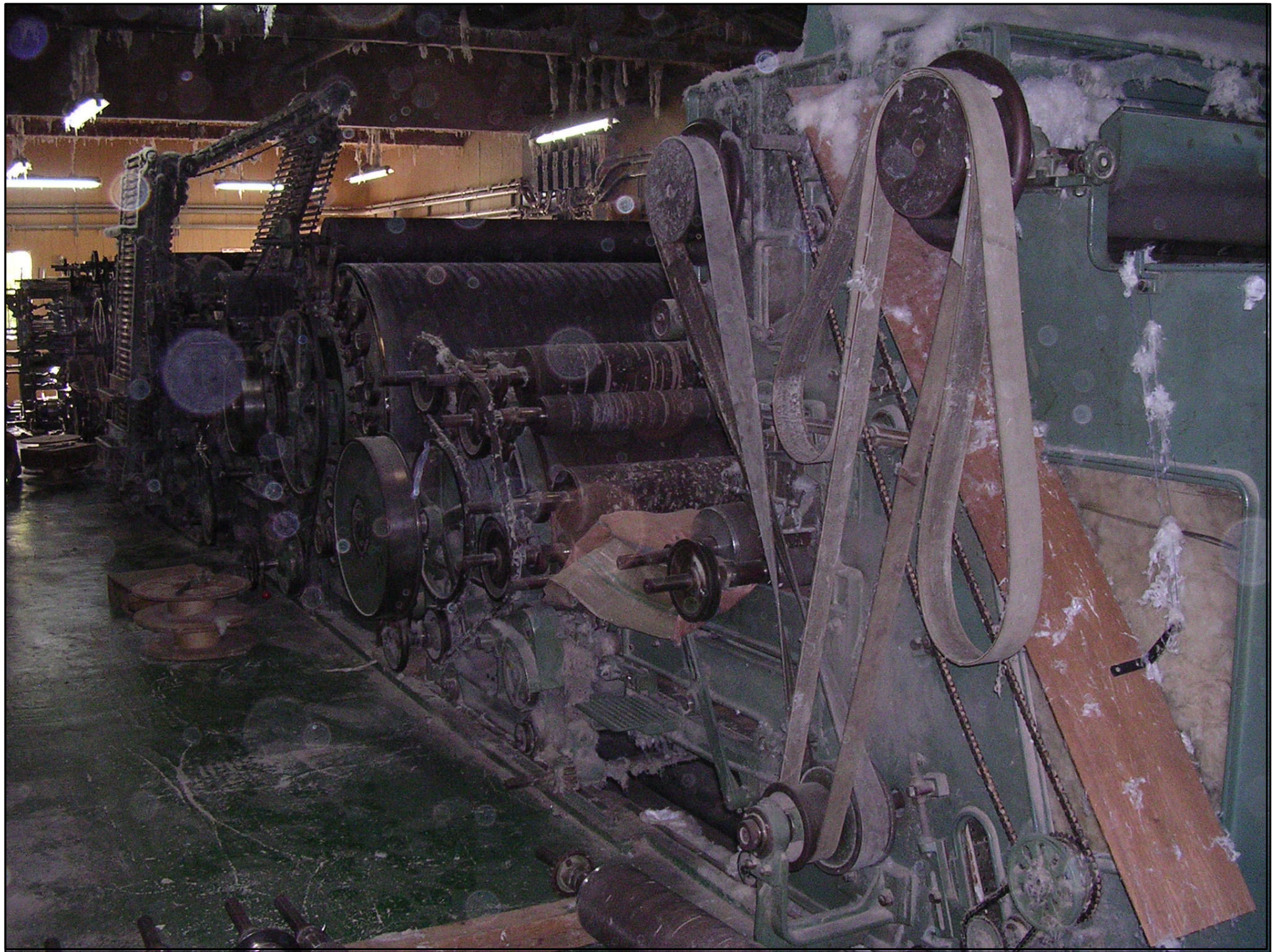
澤田慎一郎



















名 称
成 分
含 有 量

石 綿 糸
石 綿
80%

注 意
事 項

- 多量に粉じんを吸入すると健康をそこなうおそれがありますから、下記の注意事項を守ってください。
1. 粉じんが発散する屋内の取扱い場所には局所排気装置を設けて下さい。
 2. 取扱い中は必要に応じて防じんマスクを着用して下さい。
 3. 取扱い後はうがい及び手洗いを励行して下さい。
 4. 作業衣等に付着した場合はよく落して下さい。
 5. 一定の場所を定めて貯蔵して下さい。

表示者の氏名
又は
名称及び住所

石綿工業株式会社
東京都豊島区

旧石綿紡織工場B

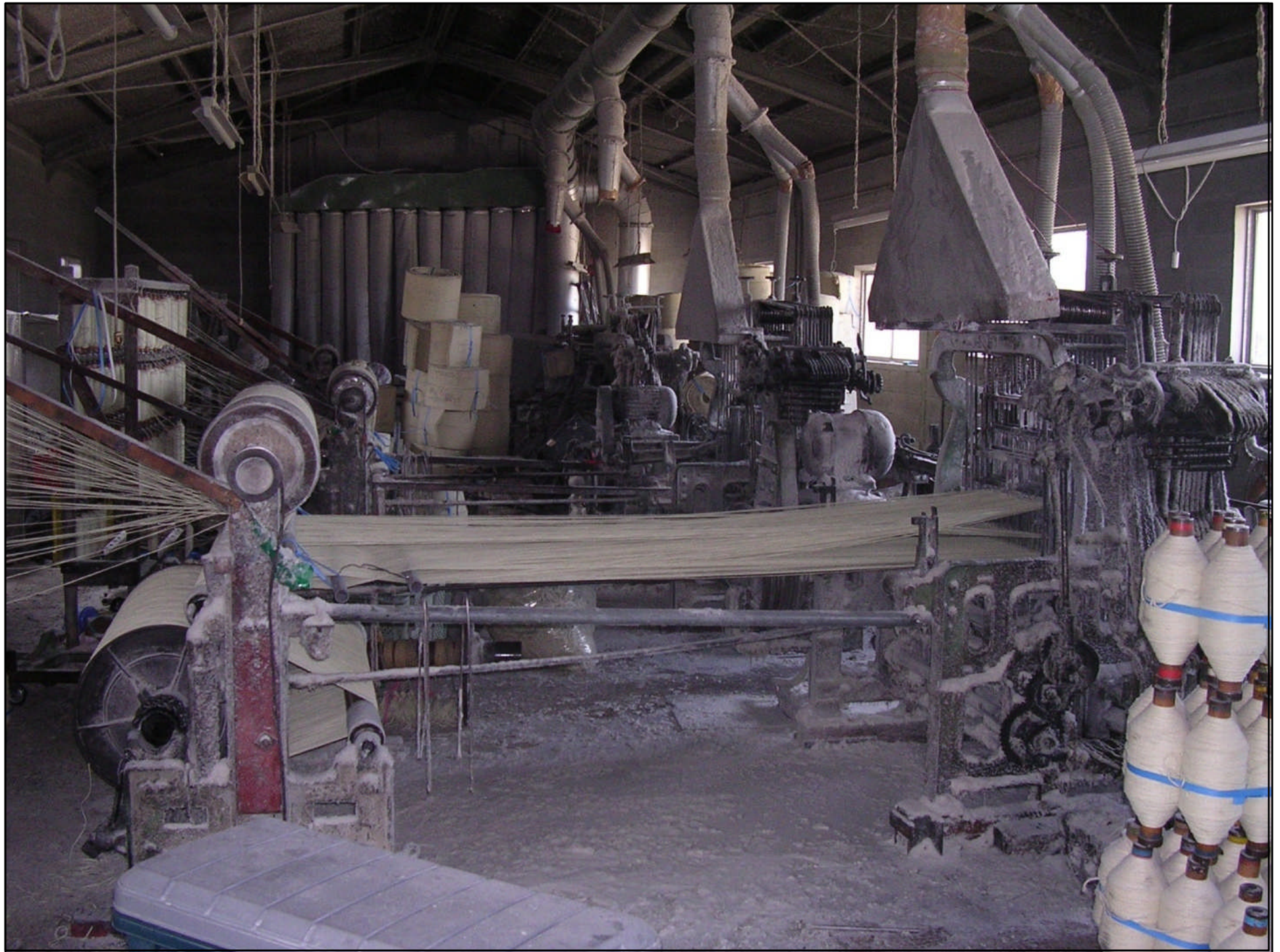
撮影日

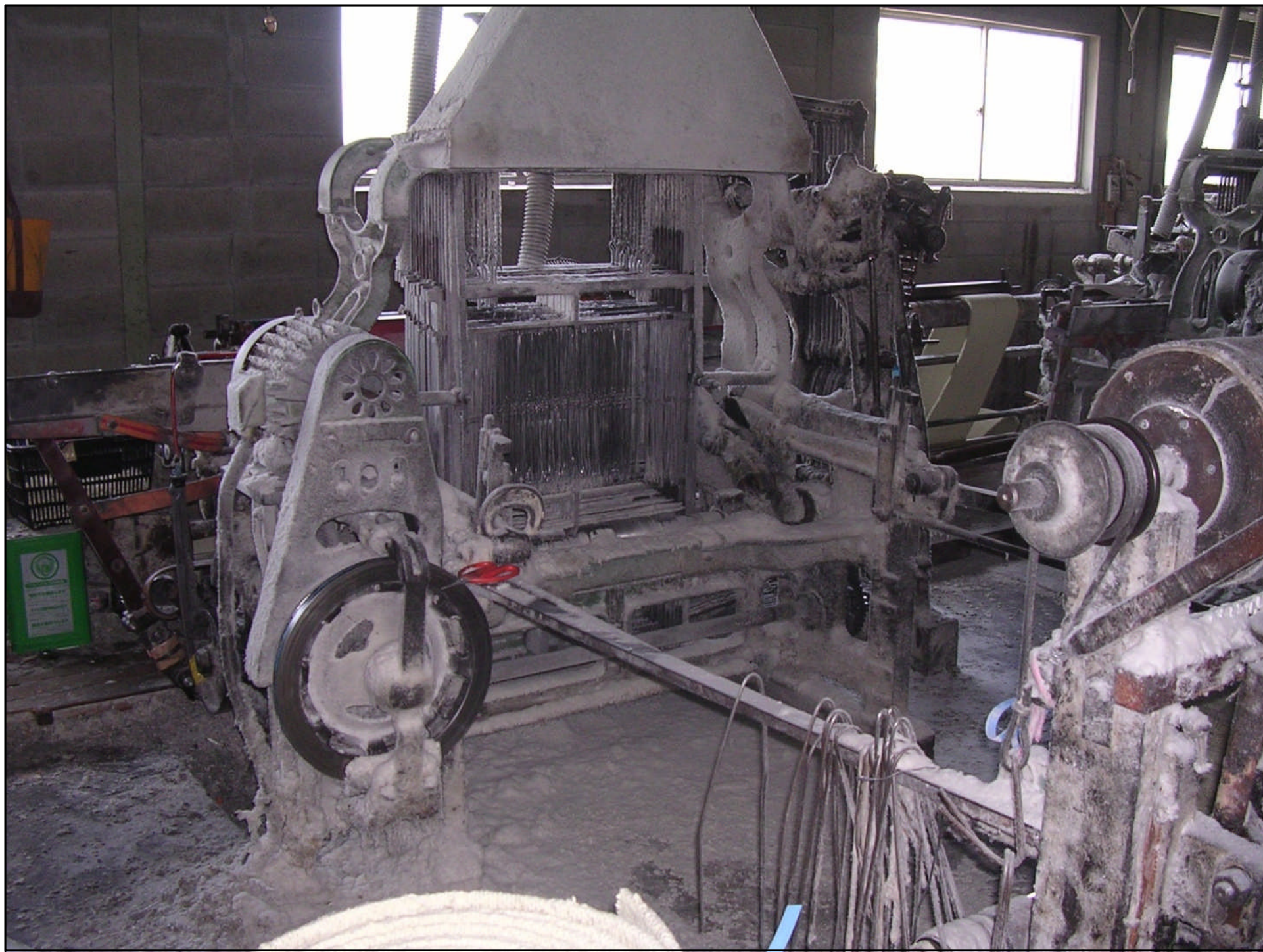
2008年6月1日

撮影者

澤田慎一郎













WHITE ASBESTOS
UN 2590
CLASS 9.1

泉南地域のアスベスト被害

- 多くの被害者はアスベスト紡織工場の元経営者・元労働者や原料・製品運搬業務の従事経験者で占められている。
- 非職業性の被害者としては、幼少時に工場内で養育されていた人、工場周辺で農作業に従事していた人もいる。
- 泉南地域でアスベスト被害が公的に明らかになっていたのは戦前から。この地域で石綿工場に従事した人間は数千人単位に上る。

保険院調査の概要

- 厚生省保険院社会保険局健康保険相談所が1937(昭和12)年から1940年2月にかけて石綿関連工場従事者を対象に石綿肺に関する健康調査を実施。1940年3月には報告書が出されている。
- 調査対象工場は大阪府下の18工場と奈良県下の1工場の計19工場(報告書の対象はアスベスト紡織工場の計14工場)。

所在地	工場名	主名製品	検査人員
大阪府泉南郡	A 石綿紡織所	石綿糸、織布、各種パッキング、保温材	53
同	B 石綿工場	同	29
同	C 石綿紡織所	同	46
同	D 石綿工業所	同	33
同	E 石綿工場	同	30
同	F 石綿工業所	同	40
同	G 石綿紡織所	同	7
同	H 石綿紡織所	同	8
同	I 石綿工場	同	23
同	J 石綿工場	同	30
同	K 石綿工業株式会社	同	107
大阪市西成区	L 工業薬品工業所	アスベスト、ジョイント、シートパッキング	○19
同	M 石綿株式会社	同	○24
大阪府南河内郡	N 石綿株式会社	石綿板	15
大阪府中河内郡	O バルカー工業株式会社	石綿糸、石綿紡織、ジョイントシートパッキング、 コイルパッキング、ライニング	○223
大阪市西淀川区	P スレート株式会社	スレート	○43
同	Q スレート株式会社	同	○26
大阪市旭区	R 石綿紡績所	石綿糸、石綿紡織	70
奈良県葛城郡	S アスベスト株式会社	石綿紡糸、織布、保温材、ベルト、カバリング、パ ッキング、ライニング	198
計	一九工場		1,024

保険院調査の意義

- 石綿紡織工場の労働者650名のうち、80名(12.3%)に石綿肺が確認された。
- 勤続年数が増すごとに罹患率が増加する。
- 全ての工場において防塵設備が不十分であることが指摘され、速やかな予防と治療の適切な対策が緊要である、と報告されている。
- 保険院調査に携わった保険技師、研究者などが戦後も石綿紡織工場労働者たちの石綿肺罹患調査を継続した。

日本の規制から禁止までの流れ

- 1940年、保険院調査報告書完成
- 1960年、じん肺法施行
- 1971年、特定化学物質等障害予規則施行
- 1975年、特定化学物質等障害予規則改正
- 1976年、旧労働省が通達によってアスベスト工場
周辺住民の危険性を指摘
- 2005年、クボタ・ショック
- 2006年、アスベスト全面禁止（一部例外を除く）

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟

- 2006年5月に大阪地裁に提訴。本年11月11日に結審。判決は来年春。原告数は28名。
- 原告には非職業性（公害・環境型）の被害者2名を含む。この内一人はアスベスト関連の救済・補償を一切、受けていない（一人は企業から補償を受ける）。
- 被告は国のみ。賠償能力のある企業はほぼ皆無。原告側は国が積極的なアスベスト推進政策とった上、被害抑制のための規制の遅れを主張。

三菱マテリアル建材との補償交渉

- 三菱マテリアル建材

操業開始時は三好石綿工業株式会社として、1919年から1977年まで泉南市・新家において操業（1973年～三菱セメント建材）。泉南地域では最大規模の従業員数（約100名）を誇った。

- 2008年9月に被害者19名と和解が成立。
第二次の補償交渉が進行中

島根県隠岐島調査

- 泉南アスベスト裁判の原告さんに隠岐の島出身の方がいる。「何人か同郷の人も働いていた」という話から調査を企画。
- 2008年5月と11月に調査。
- 隠岐島から現在わかっているだけで、24名の方が働きに来ていた。半数以上が死亡。
- 20数年前に労災認定を受けていた方がいた。
- 地元に支援組織もなく、アスベスト健康障害に対応した医療体制も整っていない。

今後の被害者救済に向けて

- 現行の石綿健康被害救済法では多くの被害者が救済されない。救済法の救済対象疾病の認定率を上げると同時に、対象疾病を拡大させなければならない。さらに救済金額を労災・公健法レベルに引き上げる必要がある。
- 救済疾病の認定率上昇・対象拡大には医学条件が重要視されすぎている。暴露要件などの社会的条件を認定審査に浸透させる。
- 企業賠償の訴訟はもちろん、大阪・泉南、兵庫・尼崎、首都圏土建関係者の国賠訴訟で勝訴判決を積み重ねて、国の法的責任を明らかにしていく。